

別表第4（第5条関係）

計画時事前確認事項

項目	担当課
1 新設する道路が接する既存道路の幅員（有効）が、次の値以上であること。なお、当該幅員は、当該幅員以上の幅員を有する道路と交差するまで、継続していなければならない。 （1）事業区域の面積が0.3ha未満の場合 4m （2）事業区域の面積が0.3ha以上1ha未満の場合 6m （3）事業区域の面積が1ha以上の場合 6.5m 2 前項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合にあっては、開発区域内の道路（歩道を除く。）と接続する全ての既存道路の幅員は同項第1号又は第2号に定める幅員以上であること。ただし、開発区域内の道路のいずれかが当該幅員以上の既存道路に接する場合であって、車両の通行上支障がないと認められるときは、当該幅員以上の既存道路以外の既存道路の幅員は4m以上であれば足りる。	建築課 （開発許可担当）
事業区域の面積が0.3ha以上で、かつ、開発行為に該当する場合には、事業区域内に、公園又は緑地を設けること。ただし、事業区域のうち、周辺の既設の公園から150m（1ha以上の公園にあっては250m）に含まれる範囲を除いた区域（公園必要区域という。）の面積が0.3ha未満となる場合には、設けることを要しない。	建築課 （開発許可担当）
共同住宅開発事業の場合であって、事業区域が、市街化調整区域内であるときは、愛知県開発審査会基準第17号第7項の規定に適合するよう駐車場が配置すること。（原則1戸につき1台以上）	建築課 （開発許可担当）
乗入口の設置等に関して、道路管理者の必要な承認等が得られること。	維持管理課（市道）
事業区域が特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく特定都市河川流域である場合には、必要な雨水貯留浸透施設を設置すること。	土木課（県知立建設事務所）
事業区域周辺の上水道配水管の布設状況及び事業により必要となる給水量等を確認のうえ、事業区域外の上水道配水管の布設の必要性について確認すること。	水道工務課
事業区域が、安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成5年安城市条例第34号）の対象地区である場合には、同条例に適合するよう駐車施設を附置すること。	都市計画課
事業区域が、安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年安城市条例第21号）の対象区域においては、当該区域の地区整備計画に適合していること。	都市計画課

備考 この表に定める事項その他関係法令への適合性は、第4条に基づく協議事項には含まれないが、事前に担当課に確認すること。なお、この表に記載の事項は、事業の実施に伴う関係法令全てを記載したものではないので、その他のものについても、事業者の責任で事前に確認し、事業計画に変更がないよう注意すること。